

## B001-2-8 外来放射線照射診療料

B001-2-8 外来放射線照射診療料

292 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 43 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 1 号）

告示	通知
<p><b>注 1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7 日間に 1 回に限り算定する。</p> <p><b>注 2</b> 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して 7 日以内の期間に 4 日以上放射線治療を予定していない場合には、所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定する。</p> <p><b>注 3</b> 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して 7 日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号 A 000 に掲げる初診料、区分番号 A 001 に掲げる再診料、区分番号 A 002 に掲げる外来診療料及び区分番号 A 003 に掲げるオンライン診断料は、算定しない。</p>	<p><b>(1)</b> 放射線治療医（放射線治療の経験を 5 年以上有するものに限る。）が診察を行った日に算定し、算定日から起算して 7 日間は放射線照射の実施に係る区分番号「A 000」初診料、区分番号「A 001」再診料又は区分番号「A 002」外来診療料は算定できないものとし、当該 7 日間は、区分番号「A 000」初診料、区分番号「A 001」再診料又は区分番号「A 002」外来診療料を算定せずに、放射線照射の費用は算定できるものとする。</p> <p><b>(2)</b> 外来放射線照射診療料を算定した場合にあっては、第 2 日目以降の看護師、診療放射線技師等による患者の観察については、照射ごとに記録し、医師に報告すること。</p> <p><b>(3)</b> 放射線治療を行う前に、放射線治療により期待される治療効果や成績などとともに、合併症、副作用等についても必ず患者又はその家族に説明し、文書等による同意を得ること。</p> <p><b>(4)</b> 関係学会による放射線精度管理等のガイドラインを遵守すること。</p> <p><b>(5)</b> 算定した日を含め、3 日間以内で放射線照射が終了する場合は、本点数の 100 分の 50 に相当する点数を算定する。</p>